

# 八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付要綱

〔平成29年6月23日〕  
〔要綱第25号〕

(趣旨)

第1条 八幡浜市は、市内における漁業の担い手の確保及び育成を図ることを目的として、漁業後継者及び新規就業者に対し、就業等に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業 水産動植物の採捕又は養殖を行う事業をいう。
- (2) 漁業後継者 八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上40歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者をいう。
- (3) 新規就業者 八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を全く引き継がずに新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 漁業後継者又は新規就業者であって、八幡浜漁業協同組合からの推薦を受けることができること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 他の制度による補助金又は助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額並びに支給条件は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、八幡浜市漁業新規就業者

支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があり、その内容を審査し、当該申請書に記載された内容が交付要件に適合すると認めたときは、八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定通知書において、必要と認める条件を付けることができる。

（事業の変更、中止、廃止の申請）

第7条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、次に定めるところによる。

(1) 補助事業の内容の変更があった場合においては、八幡浜市漁業新規就業者支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、八幡浜市漁業新規就業者支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更又は中止若しくは廃止の申請について準用する。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金請求書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（概算払）

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金概算払請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに八幡浜市漁業新規就業者支援事業実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(就業状況報告)

第11条 補助事業者は、就業状況を事業実施期間終了後7年間は、年1回市長に報告しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による就業状況報告について準用する。

(指導監督)

第12条 市長は、補助事業者の実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) この要綱の規定に基づく申請について、虚偽の申請をしたとき。
- (2) 事業実施期間中又は事業実施期間終了後7年以内に就業をしなくなったとき。
- (3) 市税等を滞納したとき。

2 前項の取消しをした場合の補助金の返還率は、別表2のとおりとする。

(支給台帳)

第14条 市長は、補助金の適正な運用を図るため、補助金支給台帳を作成し、備え付けるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 補助対象者 | 補助対象経費         | 補助金額                | 支給条件   |
|-------|----------------|---------------------|--|
| 漁業後継者 | 技術研修費<br>及び生活費 | 漁業従事期間中<br>月額 5 万円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間に必要な漁業従事日数は、90 日以上とする。ただし、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。</li> <li>・支給期間は、最長で 36 か月間とする。</li> </ul> |
| 新規就業者 |                | 漁業従事期間中<br>月額 10 万円 |  |

別表 2 (第 13 条関係)

| 就業年数                  | 返還率  |
|-----------------------|------|
| 事業実施期間中又は終了後 2 年未満    | 100% |
| 事業実施期間終了後 2 年以上 3 年未満 | 80%  |
| 事業実施期間終了後 3 年以上 4 年未満 | 70%  |
| 事業実施期間終了後 4 年以上 5 年未満 | 60%  |
| 事業実施期間終了後 5 年以上 6 年未満 | 40%  |
| 事業実施期間終了後 6 年以上 7 年未満 | 20%  |
| 事業実施期間終了後 7 年以上       | 免除   |

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付申請書

八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付金の対象期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
  - (1) 漁協の推薦書の写し（別紙 1）
  - (2) 漁業経営計画書（別紙 2）
  - (3) 本人の誓約書（別紙 3）
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

推薦者

氏 名

印

### 推 薦 書

下記の者は、八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付対象者として適格だと思われるので、推薦いたします。

### 記

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 推薦理由

(別紙2)

漁業経営計画書

|         |   |      |  |
|---------|---|------|--|
| 住 所     |   |      |  |
| 氏 名     |   |      |  |
| 生年月日    |   | 年 齢  |  |
| 就業形態    | <input type="checkbox"/> 漁業後継者 <input type="checkbox"/> 新規就業者 |      |  |
| 漁業種類    |   |      |  |
| 主な水揚げ魚種 |   |      |  |
| 主出荷先    |   |      |  |
| 年間出漁日数  |   | 所得目標 |  |

収支計画

|        |                    | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|--------|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 収<br>入 | 水揚量(kg)            |     |     |     |     |     |
|        | 水揚高                |     |     |     |     |     |
|        | 漁業新規就業者<br>支援事業補助金 |     |     |     |     |     |
| 支 出    |                    |     |     |     |     |     |
| 所得合計   |                    |     |     |     |     |     |

(別紙3)

## 誓約書

八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項について誓約いたします。

### 記

- 1 補助金交付の後7年間、八幡浜市において漁業に従事します。
- 2 補助金交付の後、交付の資格要件に変更が生じたときは、直ちに届け出ます。
- 3 次の場合においては、既に交付された補助金の全部又は一部について、返還命令に従い、返還いたします。
  - (1) 漁業新規就業者支援事業実施期間中もしくは終了後、7年以内に漁業従事を辞めた場合
  - (2) 年間の就業日数が90日を下回った場合  
(ただし、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合を除く。)
  - (3) この要綱に基づき提出した書類に偽りその他不正又は誤りがあったとき

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

氏 名

印



様式第 2 号（第 6 条、第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長

八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金について、八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助金交付額

金 円

2 交付決定に付する条件

(1) 補助金の交付目的に従って使用すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

八幡浜市漁業新規就業者支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、  
下記のとおり変更したいので、八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付要綱  
第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助交付変更申請額

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 既交付決定額  | 金 | 円 |
| 変更承認申請額 | 金 | 円 |
| 差引増減額   | 金 | 円 |

2 変 更 理 由

添付書類

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

八幡浜市漁業新規就業者支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、  
下記のとおり中止（廃止）したいので八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交  
付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった八幡浜市漁業  
新規就業者支援事業補助金について下記のとおり請求します。

記

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 1 請求額 | 金 | 円 |
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 今回請求額 | 金 | 円 |
| 既受領済額 | 金 | 円 |
| 残 額   | 金 | 円 |

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった八幡浜市漁業  
新規就業者支援事業補助金について下記のとおり請求します。

記

|   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 請求額   | 金 | 円 |
|   | 交付決定額 | 金 | 円 |
|   | 今回請求額 | 金 | 円 |
|   | 既受領済額 | 金 | 円 |
|   | 残 額   | 金 | 円 |

様式第7号（第10条、第11条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

八幡浜市漁業新規就業者支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた八幡浜市漁業新規  
就業者支援事業補助金にかかる事業実績について下記のとおり報告します。

記

1 漁業従事に関する実施状況

|          |                  |
|----------|------------------|
| 認定年月日    | 年 月 日付八港第 号      |
| 漁業従事期間   | 年 月 日～ 年 月 日（年目） |
| 主な水揚げ魚種  |                  |
| 水揚げ量(kg) |                  |
| 年間従事日数   |                  |
| 年間の所得    |                  |

※従事日数とは、出漁日及び出漁準備作業等の陸上作業を含めた作業日数をいう。

2 漁業従事証明

上記のとおり、漁業に従事したことを証明します。

受入漁業者氏名

印

※ 新規就業者の場合は、証明が不要です。